

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）を実施するため、登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

総務大臣 松本 剛明

登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 略」</p> <p>第五章 雑則（第二十三条・第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 雑則</p> <p>（公表）</p> <p>第二十三条 総務大臣は、登録検査等事業者等に係る次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 登録検査等事業者等の名称</p> <p>二 登録検査等事業者等の住所</p> <p>三 登録又はその更新の年月日</p> <p>四 登録番号</p> <p>五 有効年月日（登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）に限る。）</p> <p>六 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨</p> <p>2] 前項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行うものとする。</p> <p>第二十四条 「略」</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く。全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 同上」</p> <p>第五章 雑則（第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 雑則</p> <p>「新設」</p> <p>第二十三条 「同上」</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。